

親元就農促進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、親元就農者を確保するため、市町村が親元就農促進支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 事業実施主体、補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を市町村長に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第6条 市町村長は、補助金の交付決定があった年度（以下「当該年度」という。）の11月30日現在の補助事業の遂行状況を補助金事業遂行状況報告書（様式第5号）により、当該年度の12月15日までに提出しなければならない。

2 知事は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、市町村長に対して補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告書の様式、提出期限)

第7条 市町村長は、実施した補助事業において補助金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）が、当該年度の3月末日において実施要領第6条で定める返還規

定（以下「返還規定」という。）に該当しないことを確認し、実績報告書（様式第6号）を、当該年度の翌年度の4月10日までに知事に提出するものとする。ただし、当該年度の途中で当該市町村の交付対象者全員への交付が終了し、補助事業が完了したとき（以下「事業完了日」という。）又は補助事業の中止（廃止）の承認を受けたときは、事業完了日若しくは中止（廃止）の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は4月10日のいずれか早い期日までに返還規定に該当しないことを確認し、知事に提出するものとする

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第7号）により市町村長に通知するものとする。

- 2 知事は、市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付方法）

第9条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要があると認める場合には、市町村長に対し、概算払により交付することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（書類の保管）

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

事業実施主体	補助対象経費	補助率	軽微な変更
市町村	定額	市町村が交付する額の2分の1以内	事業目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増減を伴わない場合（交付対象者の内訳の変更等）